

Title	〔労働法〕ニ 労働組合における分裂と財産請求 昭和三二年一月一四日最高裁判所第一小法廷判決
Sub Title	
Author	□ 會法研究會(Shakaihō kenkyūkai) 阿久澤, 龜夫(Akusawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.1 (1959. 1) ,p.74- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590115-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

てみる。辨済の場合、辨済と受取證書の交付とは同時履行の關係に立つが、辨済と債權證書の返還義務とは同時履行の關係に立たないとするのが多數説である（我妻、債權總論、一四八頁參照）。このように解することが規定の文句に適するのみならず（民法第四八六條、第四八七條參照）辨済と受取證書の交付との同時履行の關係を認めれば債務者の保護としては一應充分であり、債權證書紛失の場合等を容易に解決しようというのが多數説の根據である（我妻、前掲書參照）。手形の支拂の場合、手形債權者の手形交付義務と同時履行の關係に立つのは、手形債務者の支拂義務であり（手形法第三九條參照）反對債權の債權證書交付義務に迄は及ばないと解するのが正當である。この點判旨は二重の誤謬をおかしている。

（阪 埜 光 男）

〔勞 働 法〕 二

社 會 法 研 究 會

勞働組合における分裂と財産請求

- 昭和三二年一月一日最高裁判所第一小法廷判決
昭和二七年（オ）第九六號品川白煉瓦組合財産請求事件
第一審 岡山地方裁判所、第二審 廣島高等裁判所岡山支部
最高裁判所判例集一一卷一二號一九四三頁、別冊勞働法律旬報三〇一號一〇頁、
勞働經濟判例速報二六九號二頁

法人格をもたない労働組合は、権利能力なき社團である。従つてその財産は總有に歸し、總組合員の意思にもとづかない限り、分割請求權は認められない。

〔参照條文〕

憲法二八條、労働組合法一二條

〔事實〕

品川白煉瓦株式會社岡山工場労働組合は、特定政黨に所屬する組合幹部に牛耳られており、その運動方針、指導理念に反對する有志數十名が、具申書を提出して批判的態度に出たが、組合は何等反省の色を示さず、かえつてその者を裏切者と非難し、それに壓迫を加えてきた。そこで昭和二五年四月同志一〇〇餘名は結束して組合を脱退し、第二工場組合および第三工場組合を結成するに至つた。その後においても脱退者は相次ぎ、五月には第二工場組合と第三工場組合とが合併して「新労働組合」を結成した。かくてその後の脱退者を含め新労働組合は、約一五〇名の組合員となつた。六月には、第一組合員が第二組合員に新労働組合からの脱退を強要し、第一組合に復讐させるという事件があつたが、このことがかえつて第二組合の組合員を増加させる結果となり、七月には、第二組合の組合員は五十一名、第一組合の組合員は、一〇一名という割合となつた。

當時第一組合には、總資産九十八萬四千餘圓があり、依然としてその管理下にあつた。第二組合員は、右の財産はかつての組合員六一二名の平等の持分による共有財産であつて、各自分割請求權を有するという考えのもとに第一組合がその財産を隠匿することを防止するため第二組合員五十一名の名において、總資産中の一部銀行預金二七萬餘圓に對して假差押を申請し、これが容れられることになつた（昭二五・一〇・一四、岡山地裁決）。しかし右決定に對する異議事件において、第一組合は権利能力なき社團であるから、社團の財産は總有であり、總社員の同意を以て總有の廢止をなさないかぎり、社團財産上に共有の持分や分割請求權を有しないとの見解に立ち、財産處分について何等の決議がなかつた以上債權者は第一組合の分割を請求し得ないとして、原決定を取消した（昭二六・三・一二、岡山地

裁判)。控訴審は、新組合成立は組合の分裂として理解できないから、分裂を前提としての財産分割請求はみとめられないとした(昭二六・一二・二八、廣島高裁岡山支部判)。これに對して上告したのが本件である。上告理由のなかにおいては、控訴審が新組合の結成を分裂とみとめないのは事實に反した經驗則違反であり、法令違反の違法であるとしている。

〔判旨〕

上告を棄却し、その理由として以下のように述べる。

問題の第一組合は、法人格なき組合であり、その實體はいわゆる權利能力なき社團であるとし、權利能力なき社團の財産は、實質的には社團を構成する總社員のいわゆる總有に屬するものであるから、總社員の同意をもつて、總有の廢止その他財産の處分に關する定め(なされない限り、現社員および元社員は、共有の持分權または分割請求權を有するものでないとする。右の前提に立つて事實をみれば、昭和二五年七月二三日當時又はその後において第一組合の組合員全員により組合財産の處分に關し何らの決議をしていない。すなわち組合員全員の同意による財産の總有廢止の處分がなされていないから分割請求權を認めるわけにはゆかないというのである。そして上告における中心的争點である分裂かどうかについては「所論上告人外五一〇名の債務者組合よりの脱退が、所論のいわゆる分裂に該當するかどうかを判断するまでもなく、本件假差押決定はこれを取消す」と結論している。

〔評釋〕

判旨に反對。

一 判旨のうちにはいくつかの納得できない重要な疑問點が存在する。第一に判旨の論ずるところによれば、法人格のない組合においては、その組合員の財産所有關係は、總所有關係であるとする。法人格をもたない組合における財産所有關係を簡單に總所有關係であると斷言してよいものであるかどうか。そして右の前提に立つて論旨を展開することは、労働

組合の法理をゆがめはしまいか。第二の問題は、民法上における権利能力なき社團をそのまま労働法上のものに引伸そうとする判旨は、法人格をもたない労働組合は、労働法上においても権利能力のうえでなんらかの制限を受けるのではあるまいかとの誤解を招くことになりはしないであろうか。なるほど財産所有關係であるから民法の場とその理論によつて解釋しなければならぬとする態度は、一應成立し得るであろう。しかし労働組合における財産所有關係は、團結および團體行動に密接な關連性を持ち、いわば團結權における權利構造の一斷面を映し出すものである。それ故たとえ財産所有關係であろうとも、法人格を持たない労働組合は、權利能力のない社團であるとする理解を、集團的労働關係の場において取ることには疑問なきとしない。第三の問題としては、組合分裂において、その分裂行爲の正當性が、財産所有關係に全く關係のないものとして棚上げして考えられることが妥當であるかどうか。分裂の場合における正當性の問題は、形成される新組合の存続を決定せしめる重要な問題であるから、財産所有關係になんらかの關連性を持つものといわなければならない。第四の問題は、この事件において、その上告は經驗法則違反の違法ありとするもので、脱退と分裂との違い、すなわちこの事件においてはあくまでも分裂であるとする趣旨にもとづき上告されているにもかかわらず、それに對する裁判所の判斷は、十分なものと出来ない。

右に述べた疑問點を中心として以下なお考察することによつて判例の研究を續けてみることにする。

二 法人格のない労働組合に於ける財産所有關係が、總所有關係であると即斷することは妥當性を缺いている。總所有關係は、あくまでも抽象化された民法上の法人格者が主體となつて形成される集團的所有關係である。しかもその沿革的意義においては、慣習を中心とする所有關係の法的承認のうちにもその姿を現わし、地域性の強く浸透しているものである。そこで労働法が、労働者と概念決定しているものが、右にみた所有關係の主體たるに適合しているかといえ、否定的に解釋せざるを得ないであろう。とりわけ總所有關係に現われる集團性と労働組合としての集團性との間には本質的相違點のある

ことを見逃してはならない。集團の勞働關係における集團性は、常に第一次的には使用者との對等と對立とを目的ないし豫想し展開されるものであることにおいてその特性を顯著に現わし、そこにおける所有關係も右の點を基盤として理解されるべき性質のものである。かつそのうえに地域性ということよりも職業的團體 (Die Genossenschaften der Handwerker) としての性格が支配する。そして右の點を總合した結論としては、所有する財産ではなく集團化した勞働組合の實力および威力 (Ansehen) が、母體の推進力となつて團體を構成し、活動させてゆくのである (Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bund 1. S. 382)。それ故勞働組合内には、組織強制にもとづく支配的力が作用し、その支配的力は、多數決原理によつて決定される。

ところで問題は、右のような構造を持つている勞働組合の内部關係とりわけ組合財産の所有關係が、法規範に固有な評價という媒介的契機を通じていかにして法秩序の中に組入れられるかということである。ここで判旨は、總有を持ち出したわけであるが、しかも總有所有關係における内部的規範圍關係を、そのまま適用するという誤を犯している。勞働組合の内部的規範圍關係は、なんといつても組合規約であるが、判旨はこれについてなんら觸れていない。そしてたとえ組合規約に特別の規定がないとしても、だからといつて直ちに總有關係で判斷することはその妥當性を缺き、團體法理論によつて、既に述べた勞働組合の特色を團結權という媒介的契機を通じ、その性格を生かしながら法的判斷をすべきであつた。すなわち民法という歴史的環境を背景とした總有關係と勞働組合とを平面において判斷しているところに大きな誤がある。

三 勞働組合法第一二條は 法人格を持つている勞働組合には、民法第七二條以下の法人規定が準用される旨規定する。そうすると法人格を持つている組合は、いわゆる權利能力なき社團として放置されるのであろうか。しかし多くの勞働組合は、いまだ法人格の法定手續を完了していないものがある。それにもかかわらず法人格を持った勞働組合となら變ることなく組合活動を展開し、勞働法上の權利と義務とを完全に持つているのである。いまかりに勞働組合法第一二條の解釋論と

して、第一二條を限定的に規定し、法人格を持たない労働組合は、すべて他の内部的規範關係であると判旨のいうように解釋することができようか。近代法の傾向としては、「權利能力なき社團」は、社會的要求をできるだけ國家法の平面にも反映させようとし、できうる限り團體としての實體に即し取扱われようとしている（川島武宜、民法(三)三三三頁参照）。右の傾向からするならば、第一二條の解釋として法人格を持たない労働組合は、法人格を持つ労働組合に準じて取扱われなければならぬとする態度を排除する趣旨に解釋されてはならないであろう。まして労働法上においては、完全な權利能力を持つてゐる労働組合を、民法上の規定のみを根據として別扱いする理由はない。既に指摘したように労働組合の財産所有關係は、その活動に密接な關連性を持つてゐるから、その財産所有關係といへども労働組合法における特有の理論が構成されなければならぬであろう。

かくて分裂後の財産歸屬については、やはり民法法人規定に準じて解釋することが、團體法理論を生かす現段階における最良の方法ではないだろうか。すなわちこの事件のような場合においては、構成員全員の同意によりなされなければならぬとする總有關係の財産處分が行われるべきではなく、多數決によつて處分がなされる必要がある。そして右の考え方をもう一步進めてゆけば、分裂によつて組合を離脱し、第二組合を結成した労働者は、労働組合大會の決議いかんによつて支拂つた金額に應じた舊組合財産の返還請求權を持つものとみなされなければならないであろう。もちろん組合財産といつた場合、殘餘財産であり、分裂當時現に存する利益の範圍において返還請求權を持つてゐる。

なお實際問題として、分裂した新組合の組合員には、舊組合員の總員による同意があつて始めて分割請求權が認められるとしてみても、そのような分割請求權が認められるということは、全く事實上豫想不可能のことである。というのは、分裂においてその多くの場合、全員意見の一致がみられるということはほとんどない。意見は對立し、互の主張のもとで激しく争うのが實狀であつてみれば、支拂額に應じた組合財産分割請求が、大會における全員一致で決定されるということを豫想

することは、全くの假定で實質的判斷ではない。それ故判旨のような理論に立つならば、労働者の團結する自由が、具體的に制限されるという場合もあり得るであろう。

四 既に述べた研究の前提には、分裂が正當な理由にもとづくものであるとの考え方が強く存在する。もつとも判例の内容においては、右の點は特別争われていないのである。その意味では、判例からやや外れることになるが、問題は分裂が正當な理由もないのに行われた場合にも、なお分裂者は財産分割請求權を認められるであろうか。とりわけ分裂労働者が、御用組合を結成するために分裂したような場合に、問題の所在は明確となる。右のような場合、第一組合の組織強制が作用することというまでもなく、分裂は労働法上有効に成立することはできない。分裂が有効性を持たない以上、組合財産に對する分割請求の生れてくる餘地はないであろう。そこでこのような原則論を前提とするならば、分割請求權があるかないかを判斷するについては、一應分裂において正當な理由が存在するかどうかを判斷しなければならぬであろう。もつとも分裂といつてもいろいろあるであろう。そこで舊組合が、その従來からの性格と基盤とを變更することなく、すなわちその程度の分裂について始めて以上述べた理論が適合するのであつて、舊組合がその團結權行使の性格と基盤とを失うに至つた場合には、既に組織強制は機能しないとみるべきである。

最後に上告趣意書の内容を取り上げてみることにしよう。上告趣意書のなかにおいては、原審判決が、個々の脱退であつて、分裂でないと判斷したことが、經驗法則違反の違法法であると争うのであるが、判旨は、この主張にはほとんど觸れていない。總有關係で問題を解決してゆこうとする前提に立つている關係上、このような論旨になつたのであろうが、右の前提を否定する以上、分裂と脱退とは區別して取扱わなければならないであろう。この事件においては、長期にわたる分化的現象が、徐々に行われ、その様相は個々の脱退のようにみえるが、結果的には、性格を異にする他の労働組合が組成されることになつたのであるから、分裂とみるのが妥當であろう。本來分裂か脱退かの區別の基準は、労働組合の組織について重

大なる變化が現われたかどうかを、數的變化の割合、勞働力支配の態様、組織力の變化などを中心として検討してみることが必要である。控訴審においては「五〇名の被控訴人組合からの脱退離脱の態様は、單純な個々人の脱退の場合とはその趣を異にする或る程度集團的脱退の様相を呈してはいるけれども、さればといつて、その前後五ヶ月餘に亙る期間の逐次脱退を一體として觀察しこれをいわゆる組合分裂の現象として把握しようというのはいささか行き過ぎの觀がある」と判示している。なる程勞働者個人ということ、そしてその個人がどのように行動したかを中心として判斷してゆくならば、一應控訴審のような結論にも到達するであろう。しかし個人勞働者が、自己の意思にもとづいて個別的に離脱したが、どのような團體的現象を結果するに至つたかは、他の觀點からみることを必要とする。つまり分裂かどうかは、分離した組合員が従來のものとは異なる團體行動を行うに至つたかどうか、かつその團體行動が、舊組合と關連性をもつたかどうかによつて決定されなければならない。

(阿久澤龜夫)